

平成 30 年 4 月 26 日

「月収 50 万円なんてコピーするだけで簡単に稼げます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 29 年 7 月以降、「15 分のコピー作業で最低月収 50 万円！」（注 1）、「月収 50 万円なんてコピーするだけで簡単に稼げます！」などとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁及び東京都が合同で調査を行ったところ、「株式会社イメージ」（以下「イメージ」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示、不実告知及び断定的判断の提供）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

（注 1）コピー・・・コピーアンドペーストの略称。コンピュータ等を使用し、他の文章や画像から一部分の写しを取り、別の場所に貼り付けること。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社イメージ（法人番号 1013301039606）（注 2）
所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目 39 番 12 号 渋谷ウエストビル 1 階
代表者	吉田 夏記（ウェブサイトの表示は「吉田 夏樹」）
URL	http://easy-tuber.co/kantan/?c=im05001 ほか

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2. 具体的な事例の概要

(1) イメージは、ウェブサイトで勧誘します

イメージは、インターネット上に開設したウェブサイトにおいて

「15 分のコピー作業で最低月収 50 万円！」

「月収 50 万円なんてコピーするだけで簡単に稼げます！」

「知ってる人は 100%稼いでいます！」

「スマホや PC でコピー＆ペーストするだけで即完了！」

「78 歳の〇〇さんも YouTube で簡単に稼いでいらっしゃいます。」

「最低 3 万円キャッシュバック！」

「簡単に稼げる！完全コピービジネス」

などと記載し、コピーアンドペーストをするだけで簡単にお金が稼げるとうたい、消費者を勧誘します。

また、SNS¹等の広告で、消費者とインターネット上で接触し、イメージのウェブサイトに誘導する場合があります。

¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

(2) イメージは、消費者に初期費用を支払わせます

イメージは、ウェブサイトが高齢男性が実際に現金を手に行っている動画を掲載し、あたかも誰でも簡単に稼げるかのように見せかけ、消費者をその気にさせます。

ウェブサイトには、コピービジネス紹介の初期費用として 17,000 円などが必要である旨が記載されています。

消費者は、3 万円のキャッシュバックがあるのであれば、損をすることはないなどと判断し、初期費用として 5,000 円から 17,000 円を支払います。

イメージは、初期費用を支払った消費者に対し、情報商材（「完全コピービジネスデジタル版」という名称の PDF ファイル）をメールで送信します。

情報商材には、講師を担当しているマツケンと称する者の経歴や、動画投稿サイトである YouTube の有用性、YouTube を利用する際に必要となる Google のアカウント及び YouTube のチャンネル開設方法などが記載されています。また、D O - G A（ドゥーガ）という名称の自動動画編集ツール（以下「D O - G A」といいます。）

（注 3）を使用すれば、コピーアンドペースト作業で収益を得るための動画を作成できることが記載されています。

（注 3）同名又は類似名の商品等と間違えないようご注意ください。

(3) イメージは、キャッシュバックを受けるために必要であるとして、消費者を電話説明の予約へと誘導します

情報商材には、

「キャッシュバックの受取方法をお電話にて直接ご説明・ご案内させていただきます！」などと記載されています。

また、D O - G A を使用すれば、効果的に収益が得られることや、多額の収益を得たとする体験談も記載されているため、消費者は、キャッシュバックを受け取った上で具体的な稼ぎ方の説明を受けようと考え、情報商材に記載されたイメージのウェブサイトアクセスし、電話予約フォームに電話説明を受けたい日時を入力します。

(4) イメージは、消費者に電話で、高い収益を得るためには有料コースに入る必要があると執ように勧誘し、高額な料金を支払わせます

イメージは、電話予約をした消費者に電話をして

「再生回数が上がっている動画をつなぎ合わせて、それを YouTube に投稿するだけで確実に稼げます。」

などと説明した上で、情報商材に記載されている有料コースに加入した場合の消費者の売上見込み金額を示しながら

「ここに書いてある金額は確実に稼げます。」

などと告げて、D O - G A の使用やサポートを受けることができるとして 10 万円から 130 万円の有料コースに入るよう、執ように勧誘します。

消費者は、元は取れるものと思い込み、有料コースに申し込んだ上、コース料金をイメージに支払います。なお、どのコースに入るかは、消費者によって異なります。

また、イメージは、3 万円のキャッシュバックについて、Google のアカウントを作成し、YouTube のチャンネルを開設した消費者に対しては、5,000 円をキャッシュバックしていますが、残りの 25,000 円は、有料コースに申し込んだ消費者が YouTube に投稿した動画の再生回数が 1 万回を超えた場合に支払うと説明しています。

(5) D O - G A (自動動画編集ツール) について

イメージは、有料コース料金を支払った消費者に対し、D O - G A の使用方法等を解説した P D F ファイルと共に、D O - G A を利用するための I D 及びパスワードを付与します。

D O - G A を使用すると、YouTube に投稿されている動画をダウンロードすることができ、更にその動画の速度を変更したり、音楽を加えたりして、動画を加工することができるようになっています。

消費者は、D O - G A を使用して、再生回数の多い動画をダウンロードし、加工した上で消費者自身の動画として YouTube に投稿し、再生回数に応じた広告収入を得ようと試みます。

イメージが消費者に提供している D O - G A は、YouTube に公開されている動画を加工し、YouTube に投稿することはできますが、再生回数は個々の閲覧者の判断に依存するため、誰もが簡単に稼げるような仕組みにはなっていません。

3. 合同調査の実施

イメージの行為によって消費者被害が急速に拡大していることを踏まえ、消費者の皆様が早期に注意喚起を行う必要があったことから、消費者庁は、住民に被害が及んでいる東京都と協力して迅速かつ効率的に調査を行いました。

4. 合同調査によって確認された事実

- (1) イメージの所在地は、バーチャルオフィス（貸し事務所）で、バーチャルオフィスに届いた郵便物は、他のビルの一室に転送されていました。
- (2) イメージのウェブサイトには、「15 分のコピー作業で最低月収 50 万円！」、「知っている人は 100%稼いでいます！」などと記載されていましたが、代表者への事情聴取から、このような事実はなく、虚偽表示をしていたことが判明しました。
- (3) 同ウェブサイトには、「78 歳の〇〇さんも YouTube で簡単に稼いでいらっします。」と記載されていましたが、代表者への事情聴取から、この人物の設定は架空のものであることが判明しました。
- (4) 同ウェブサイトには、「最低 3 万円キャッシュバック！」と記載されていましたが、3 万円のキャッシュバックを受け取った消費者は僅かであることが判明しました。
- (5) 代表者への事情聴取等から、有料コースの電話勧誘時に確実に稼げる旨を伝えていたことが判明しました。
- (6) イメージの代表者は、廃業する旨を申し立て、本件に関するウェブサイトは平成 29 年 12 月末をもって閉鎖されたものの、平成 30 年 4 月 25 日現在、同社の商業登記については解散登記も清算人選任登記もなされていません。
- (7) YouTube を運営する米国の YouTube LLC によれば、ダウンロードが許可されていない動画をダウンロードする行為は YouTube の利用規約に違反するとのことです。
- (8) イメージ以外にも、インターネットビジネスに関する消費者からの相談は数多く寄せられており、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高いと考えられます。

5. 消費者庁からの皆様へのアドバイス

- インターネット上には、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて、収益を得るために必要と称して費用を支払わせる業者が数多く存在します。このような表現をうのみにして、費用を支払ったものの、想定していた収益が得られなかったなどとする相談が数多く寄せられています。「誰でも簡単に稼げる」といった説明があれば、まずは疑い、甘い言葉に決してだまされないでください。契約をする前に冷静に考えましょう。
- また、「〇万円をキャッシュバックしますので、損をすることはありません」などとウェブサイトに記載されていたとしても、キャッシュバックを受け取るための条件が設定されている場合もあります。「キャッシュバック」、「返金保証」などと消費者を安心させて、高額な契約金を求める業者には特に注意が必要です。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）
電話番号 **188（いやや!）**
 - ◆ 警察相談専用電話
電話番号 **#9110**
- ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187

「月収50万円なんてコピペするだけで簡単に稼げます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

SNSなどで自社のウェブサイトに誘導

15分のコピペ作業で最低月収50万円

知ってる人は100%稼いでます

78歳の〇〇さんも簡単に稼いでいらっしゃいます

実際はうそ

自社のウェブサイトでコピペビジネスの情報商材を販売

キャッシュバックの受取方法を説明するなどとして消費者を電話説明へ誘導



再生回数が上がっている動画をつなぎ合わせてそれをYouTubeに投稿するだけで確実に稼げます

有料コース(10万～130万円)に加入させ、自動動画編集ツールを提供

画像を加工することはできるが、簡単にYouTubeで収益を得ることはできない

○少しでも「おかしいな」と思ったら、
消費者ホットライン(188)や警察(#9110)にお電話を！